

(論 文)

GASB年会計基準の新たな動向

工 藤 久 嗣

キーワード

GASB 公会計 年金負債 アカウンタビリティ 財務報告

1. はじめに

公会計基準審議会（Government Accounting Standards Board – GASB）は、1984年に設立され既に25年余りが経過し、私企業の会計基準とは別に州および地方政府を基盤とした会計基準を中心にこれまでに数多くのステートメント等を公表してきた。とりわけ、GASBにおいて年金および退職後給付会計と財務報告に関するステートメントの公表も重要な領域の一つであろう。

米国の公的年金制度は、連邦直轄の社会保障年金制度と特定職域を基盤とする州および地方政府職員退職制度からなる。州および地方政府職員退職制度の年金基金は、州および地方政府ごとに運営されている。その給付形態は確定給付（Defined Benefit – DB）型年金制度だけでなく確定拠出（Defined Contribution – DC）型年金制度もある。さらに、これらの2種類の形態のメリットを加えたハイブリット（混合）型年金制度もある。

1994年、GASBは年会計基準を公表した。その当時は議論の上、財務報告モデルの範囲内で1996年当時では、かなりのインパクトがあった。年会計基準は、一般に公正妥当と認められた会計基準（Generally Accepted Accounting Principles – GAAP）として重要なものであった。その内容は、DB型年金制度の財務報告のフレームワークを確立した。具体的には、年金費用／年金支出とその関連負債の認識、測定、表示と州および地方政府機関の財務報告における脚注や要補足情報に関して規定したものである。それから12年位経過後の現在、GASBは州および地方政府の会計基準の適用状況を調査することによって、その結果、この10年で最良の包括的で適用可能な財務報告モデルと年会計基準を適用した1990年代より、さらに適用可能な概念フレームワークを構築したものである。現在の財務報告モデルは、州および地方政府すべての財務諸表を含み、経済資源の測定の焦点と発生主義会計を適用するものである。概念ステートメント第4号「財務諸表の要素」では、公式に負債の定義を行った。問題の中でGASBは、現行の財務報告モデルにおいて報告の可能性と現行の概念フレームワークと一致しているか現在確認作業を行っている。

1

2010年6月、GASBはこの年金会計基準の修正に関する予備的見解（Preliminary Views—PV）⁽¹⁾を公表した。そこで、本稿ではそのGASBプロジェクト内容を考察し、それと関連する概念フレームワークと現行年金会計基準について若干検討するものである。

2. 公会計の概念フレームワーク

これまでGASBでは、情報利用者のニーズに対応したディスクロジヤー制度の改善への取り組みが積極的になされてきた。1987年公表のGASB概念ステートメント第1号「財務報告の目的」⁽²⁾において、次の内容を規定している。財務報告は、公的アカウンタビリティを果たすという政府の義務を遂行するために役立ち、また情報利用者がそのアカウンタビリティを評価することを可能ならしめるものでなければならない。政府財務報告は、利用者がアカウンタビリティを査定し、経済的、社会的、政治的意思決定を行うのに役立つ情報を提供するべきである。したがって、財務報告は当該年度の歳入が当該年度のサービスを賄うのに十分であったかどうかを明らかにする情報を提供するものでなくてはならない。また、財務報告は、法的手続きを従って採択された当該政府機関の予算に準拠して資源が調達され利用されているかどうか明らかにするものでなくてはならない。財務報告はさらに、その他の財政関連法規や契約で規定された条項が遵守されているかどうかを明らかにするものでなくてはならない。また、財務報告は、政府機関におけるサービス提供の努力、コストおよび成果を利用者が査定するのに役立つ情報を提供するものでなくてはならない。⁽³⁾

GASBは、アカウンタビリティについて次のように定義している。「自己の行為を説明する義務、すなわち自己の行ったことを弁明する義務を負う」。したがって、州および地方政府はアカウンタビリティに基づき住民に対して公的資源の調達とその利用目的について弁明しなくてはならない。政府のアカウンタビリティは、住民が「知る権利」持っているという信念に基づいている。すなわち、「知る権利」とは、住民とその選ばれた代表による開かれた論争につながるような包み隠さず言明された事実を受取る権利である。

期間衡平性については、「アカウンタビリティの重要な一部を構成すると同時に、行政運営の基礎をなすと、GASBは考えている。したがって、財務報告の基本目的を設定するさいには、期間衡平性を考慮する必要がある。すなわち、財務報告は、ある年度の歳入が当該年度に提供されたサービスを賄うのに十分であるかどうか、そして過年度に提供されたサービスの対価を将来の納税者に負担させる必要があるかどうかを、利用者が査定するのに役立つものでなくてはならない」。また、ステートメント第11号においても、次のように付け加えている。「逆に言えば、期間衡平性を測るということは、当期の歳入が当期のサービスを賄うのに十分であったかどうかということだけでなく、累積純資源を増加させたかどうかということをも示すものとなろう」。

その上、公会計領域において財務報告の範囲を規定するものがリポーティング・エンティティ概念であり、この点に関してGASBは1999年公表のステートメント第34号がある。その内容は3つの部分から構成されている。（1）マネジメントの検討と分析（2）基本財務諸表（3）必要な補足的情報、現行の一般財務諸表に代わって政府全体の観点からの財務諸表と基金の観点からは財務諸表と財務諸表の注記からなる基本財務諸表の作成が要求される。前者の政府全体の観点からの財務諸表がここで新たに追加されたものである。

2007年に公表されたGASB概念ステートメント第4号「財務諸表の構成要素」⁽⁴⁾において、次の7つの諸概念を定義している。具体的には資産、負債、資源流出、資源流入、繰延

資源流出、繰延資源流入、純持高である。資産とは、「政府が現在支配している、現在のサービス提供能力を持つ資源である」。ここで、資源の「現在のサービス提供能力」とは、「政府がその任務を達成できるようにするために、政府がサービスを提供することを可能にする現在の能力」とされる。負債とは、「政府が回避する裁量権をほとんど、あるいは全くもたない、資源を犠牲にする現在の債務 (present obligations) である」。負債となる債務は、既に負債が生じる事象が行われていることが要求され、現在の債務でなければならない。すなわち、将来にサービスを提供したり、資産を取得したりする契約を締結しても、その契約時点では、負債は生じていないことになる。また、特定の州および地方政府の任務が、住民の福利向上であっても、さらに予算の承認や補助金プログラムの設定は、いずれも特定のサービスを提供する政府の計画案であり、予算であっても負債として構成しない。⁽⁵⁾

負債は、州および地方政府が外部の第三者に負うものであるが、外部の第三者が特定されている必要はない。つまり、負債に計上される項目は、支払期日や支払先が決定している確定債務に限定されない。それに加えて、法的に強制力のある負債だけでなく、推定的負債 (constructive liabilities) もまた、州および地方政府の負債として構成される。推定的負債とは、法的な強制力ではなく、政府の行動や行為の社会的、道義的もしくは経済的帰結によって生じるものである。

資源流出とは、「当該報告期間に帰属する州および地方政府による純資産の費消である」。純資産の費消については、その純資産が一定期間、州および地方政府に帰属したか、他の機関から取得した時にすぐに費消されるのかを問題とするのではなく、関連する負債の減少を超える資産の純減少、あるいは関連する資産の増加を超える負債の純増加をもたらすことになる。資源流出がどの報告期間に帰属するかは資源フロー計算書の「測定の焦点」に応じて決定される。すなわち、資源流出は、諸活動のコスト総額を測定の焦点に応じて把握することになる。

資源流入とは、「当該報告期間に帰属する州および地方政府による純資産の取得である」。資源流入は、州および地方政府が純資産を獲得した時に生じ、関連する負債の増加を超えた資産の純増加、あるいは関連する資産の減少を超えた負債の純減少をもたらすことになる。

繰延資源流出とは、「将来の報告期間に帰属する州および地方政府による純資産の費消である」。繰延資源流出は、資産の純減少もしくは負債の純増加が生じたにも関わらず、純資産の費消が同一期間に帰属しない場合に財政状態計算書の借方に計上される。

繰延資源流入とは、「将来の報告期間に帰属する州および地方政府による純資産の取得である」。繰延資源流入は、資産の純増加もしくは負債の純減少が生じたにも関わらず、純資産の取得が同一期間に帰属しない場合に、財政状態計算書の貸方に計上される。

純持高とは、「財政状態計算書に計上される他のすべての構成要素の残余である」。すなわち、純持高は、資産および繰延資源流出と負債および繰延資源流入との差額によって測定される。

3. GASBの年金会計基準

GASBは、設立後の10年プロジェクトの一環として1994年11月に、次に示す3つの年金会計基準を同時に公表した。それは、ステートメント第25号「確定給付年金制度（DB）の財務報告と確定拠出年金制度（DC）の脚注表示」⁽⁶⁾、第26号「確定給付年金制度（DB）による退職後医療制度の財務報告」⁽⁷⁾、第27号「州および地方政府機関の年金会計」⁽⁸⁾で

ある。この公表による結果、退職年金制度と州および地方政府機関の年金に関する会計処理方法は、これまでの脚注に年金情報、その他の補足情報をディスクロージャーするだけの会計基準に比べて大幅に変更されたことになる。各ステートメントは、年金に関する財務報告のさまざまな角度から焦点をあてているが相互に関係のある要件と例示を含めた内容で統一化されている。⁽⁹⁾ また、これらの年金会計基準の適用範囲は、公益事業、病院、その他医療機関、大学、学校、公務員退職制度などを包括したすべての州および地方政府機関である。ステートメント第25号は、主としてDB型制度の情報を提供するために次の2種類の計算書の公表を規定している。(1) 年金純資産計算書と(2) 年金純資産変動計算書である。この2つの基本財務諸表の目的は、年金資産と財務活動に関する現在の財務情報を提供すること。また、当該財務諸表は、年金資産積立状況と政府機関の拠出額に関する附属明細書によって情報利用者の長期予測のための保険数理情報として補足される。これらの附属明細書は、要補足情報として記録される。年金純資産計算書の報告内容は、年度末の年金資産、年金負債および年金純資産であり、純資産構成の報告と公正価値による投資の報告をも含むものである。年金純資産変動計算書の報告内容は、年度末純資産に加算額、減算額そして純増加額(減少)の報告、すなわち年度ごとの重要事項の変動についての情報を提供する。

またステートメント第25号では、DB型制度の脚注表示について次の事項を規定している。(1) 雇用者(政府機関)やその他の拠出者など年金制度の具体的な内容。(2) 投資に関する公正価値の決定方法などの重要な会計方針の要約。(3) 拠出額と準備金(4) 純年金投資額の一組織あたりが全体の5%以上の場合などである。

ステートメント第27号の規定内容は次のとおりである。年金支出／費用とそれに関連した負債、資産と脚注開示の認識・測定・表示に関する事項。とりわけ、年間年金費用、純年金債務などの測定に関する要件などを具体的に提示している。さらに、州および地方政府事業体の補足情報についての基準もまた設定している。ステートメント第27号の財務報告に関する指針は、次の2つの基本原則にも影響を与えていている。まず第一に財務報告目的に利用する年金費用の測定が積立目的で決定された年金要拠出額と関連すること。第二に雇用者(政府機関)によって利用される保険数理的方法とその仮定が個々の報告書において、関連した年金制度で使用されているものと一致するものでなければならない。

ステートメント第27号において、すべてのDB型に加入している雇用主(政府機関)は、次の事項について脚注に提供することを規定されている。(1) 単一あるいは複数の雇用主の場合に関する年金制度などの内容説明。(2) 加入者の要拠出率などを含む積立政策。(3) 年金資産の保険数理評価法などのトレンド情報。さらに、DC型年金制度の財務報告問題では、雇用者は加入者への給付額が事前に決定されていないため、ただ、定期的な固定支払額だけの責任があるだけである。そのため、雇用者の年金コストは、要拠出額のみである。そこで、ステートメント第27号は、DC型年金制度についても次の脚注表示を規定している。

- 4 (1) 年金制度内容の説明。(2) 会計基準、投資への評価方法などの重要な会計政策。

このようにステートメント第25号、27号において統一的な測定問題があげられる。すなわち、年金債務の測定、積立状況に関するトレンド情報などの保険数理的年金情報は、統一された保険数理方法とパラメータを適用して計算されなければならない。しかしながら、財務諸表の表示問題に関しては、とくに投資成果の測定については、一定の報告基準の規定がなかった。

次に2007年3月に公表されたステートメント第50号「年金のディスクロジヤーステー

トメント第25号と27号の修正」⁽¹⁰⁾によれば、OPEBの取扱いと同様に財務諸表における年金給付に関する脚注表示や要補足情報の充実化を図る諸規定である。すなわち、財務報告規定の統一化の内容である。具体的には次の規定である。脚注表示は、直近の保険数理評価日による年金制度の積立状況を開示すること。また、DB型年金制度の財務諸表の脚注に直近の保険数理評価日に適用した評価方法とその重要な仮定を表示すること。また、雇用主（政府機関）の年間要拠出額を決定するのに総合保険料方式を適用したならば、積立状況の開示と加入年齢保険数理原価方法を適用した場合、要補足情報として積立計画表の表示を義務づけている。さらに、継続期間中で保険数理的仮定などの変更があれば、その変更した仮定等を開示すること。また、公正価値に上場市場価格以外のものを適用したならば、投資を決定する場合に適用したその方法と仮定の開示を義務づけられている。コスト・シェアリングの年金制度を含む第27号の修正点は、雇用主（政府機関）の契約上の要拠出率が決定された方法について、脚注に開示すべきである。

4. GASBの予備的見解

予備的見解とは、現在の会計基準の変更に関する詳細に提案する前段階として利害関係者からコメントを得るために、雇用主（政府機関）の年金の会計と財務報告に関連する基本的な問題についてGASBの現在の確実な見解を示したものである。また、その内容は適用可能な規定ではなく、原則や概念として議論された一般的に公表されたものである。当該見解の適用概念の付加的な事項については、プロジェクト問題として将来的にGASBで議論されるであろう。年金会計と財務報告についての主要な問題点については、2009年3月までのコメントの受け入れによって、GASBでは議論されてきた。ここでの予備的見解は、会計と財務報告目的の時期と測定に関する問題点をアプローチするものである。⁽¹¹⁾

予備的見解の重要な事項は、これまでの会計基準の年金給付に関して再確認することである。すなわち、確定年金給付は、雇用主（政府機関）と被雇用者の給与や労働力に対する交換取引である。

GASBの見解では、会計と財務報告目的のために、特定の雇用者が被雇用者の勤続期間の対価としての年金給付に対する債務の認識である。また、当該債務は、確定給付が被雇用者や受給者に支払が完了するまでは消滅しない。年金制度（信託）において累積された年金給付として利用可能な年金純資産を超過した金額だけの被雇用者に対する雇用者（政府機関）の第一の責任が残るものである。年金制度の純資産が積立てられていれば、雇用主の責任は、二次的なものとなり、年金制度自体そのものが第一義的な責任となる。

予備的見解では、雇用者が財務報告目的に対して第一の責任である受給者への未積立年金債務は、負債の定義とのかかわりがある。雇用者の当該未積立年金債務は、基本財務諸表に認識計上するのに対して確実な測定をすることにある。⁽¹²⁾

純年金負債は、次の2点の差額で構成される。（1）財務報告期末までの労働の交換取引としての被雇用者への年金負債と（2）財務報告期末に年金給付として支払可能な年金制度資産やその他の純年金負債との同額。

財務報告目的からの予備的見解では、年金給付については、次のことを考慮して支払計画を行う。生計調整、計画された将来昇給率、勤続年数に応じた将来年金給付支払額である。

年金負債についてGASBは、次のように考えている。違った測定方法により2つの給付支払の取引から発生する。一つは、計画の増減額を調整した有効な年金給付と信託である年金

資産から支払予定の現在の年金制度への給付支払額。もう一方では、年金給付に有効な年金資産の資金がなくなった場合の見積給付支払額。このような理由から、GASBの予備的見解として、会計と財務報告目的から割引率は、割引予定給付支払額に適用し算定した同額の予測給付支払額の現在価値を生む単一比率である。それは、将来期間にわたって有効利用できる現在と将来の年金制度純資産の長期期待収益率である。また、年金給付資金がなくなった場合の給付支払額に対しては、高品質の地方債のインデックス指数である。

年金費用を構成する勤務費用を決定するのと同様に年金負債を決定する目的をGASBは、次のように考えている。予測給付支払額の現在価値は、現行基準である加入年齢保険数理法を適用することで支払額基準としての将来勤務期間にわたって帰属するものである。

勤務費用期間に帰属する予測年金給付額や年金負債の当初利子額は、当該期間の年金費用として認識される。その他の年金負債変更額は、繰延年金支出（収入）額として認識される。

長期期待収益率を適用し計算された年金資産投資期待利益額は、期待収益額の発生した期間に対応した年金費用の決定も考慮する。予測収益と違った投資収益額は、累積繰延支出（収入）額が投資公正価値の15%以上の差額でない場合でも、繰延支出（収入）額として計上する。財務報告期末に累積純繰延支出（収入）額が、年金制度投資の公正価値の15%以上であれば、15%以上が重要であるということで累積繰延支出（収入）額は、すぐに年金費用に加算（減算）するように認識される。投資とは関連がない年金給付に利用できる年金純資産の変更額は、すぐに年金費用に加算（減算）するように認識される。

当該予備的見解では、年金制度の積立方法については、適用しない単独の会計と財務報告に関連していることを顕著にするべきである。現在、一般に年金の積立方法と監査された財務報告情報に関する会計処理と報告方法との関連がかなり接近している。予備的見解の諸原則と諸概念は、年金給付の積立方法から決定される会計と財務報告とは別の問題である。当該予備的見解は、将来的に会計と財務報告基準となることで、州および地方政府においては、積立アプローチの変更に関する会計と財務報告を映し出すべきではない。

予備的見解において問題提起するために、次のことをここで議論すべきである。各セクションでは、予備的見解が州および地方政府のアカウンタビリティや期間衡平性を評価するための能力や受取る意思決定に有用な情報に影響する方法を州および地方政府の財務情報利用者への質疑として具体化したものである。そうすると利用者は予備的見解に対する疑問に答えることになる。アクチュアリーや財務諸表作成者や監査人のような他の読者は、補足説明というよりも予備的見解そのものへの疑問に応えることを期待して要求するものである。

予備的見解によって提案された変更点は、どのように財務報告を改善できるかである。仮に究極的な問題があったとしても、GASBで提案され規定された情報は、年金債務に対する公的アカウンタビリティを高めることや発生した期間に計上された年金負債に直接的に関係のある取引、あるいはその他の事象からの影響を認識することによって意思決定に有益な情報を提供することになる。年金費用に関する測定を改善することで、提案された変更点が当期の収入と勤務費用との関連を評価するのに財務報告書利用者に役に立つための情報を提供するものである。仮に適用されたならば、これらの提案は、計上された情報の統一化と比較可能性を増すこと、あるいは不要である選択的な測定を少なくすることで財務報告書の利用者に複雑さをなくすことになるであろう。

また、GASBは次のことを言及している。予備的見解で提案された変更点は、究極的に規定されても会計と財務報告のパッケージの一部となる。脚注表示や要補足情報に関連する問

題を含めて他の問題を議論するGASBの計画では、この予備的見解の次に取り扱われる問題である。

5. むすびにかえて

以上考察した結果、州および地方政府の経済環境の変化に対応した年金領域に関する財務報告を変更するためのGASBの年金プロジェクトは、概念ステートメント第4号の定義、とりわけ、期間衡平性や負債の定義に見合った年金債務および年金負債の予備的見解などのコメント内容に関する団体や個人からの意見を取り入れた早い時期の公開草案（Exposure Draft – ED）の公表に期待するものである。

(注)

- (1) GASB, *Preliminary Views Supplement Preliminary Views of the Government Accounting Standards Board : Plain-Language Supplement, Pension Accounting and Financial Reporting by Employers, 2010. –Pension Accounting and Financial Reporting by Employers*, Government Accounting Standards Board, 2010.
- (2) GASB, *Concept Statement No.1 of Government Accounting Standards Board –Object of Financial Reporting*, Government Accounting Standards Board, 1987 par 77.
- (3) 藤井秀樹監訳『GASB／FASAB公会計の概念フレームワーク』中央経済社、2003年1月、27–29ページ。
- (4) GASB, *Concept Statement No.4 of Government Accounting Standards Board –Elements of Financial Statement*, Government Accounting Standards Board, 1987 par 8–65.
- (5) 吉田智也稿「米国公会計における財務諸表の構成要素」『産業経理』Vol.70 No.2 2010年7月、139–143ページ。
- (6) GASB, *Statement No.25, Financial Reporting for defined Benefit Pension Plans and Note Disclosure Contribution Plans*, Government Accounting Standards Board, 1994.
- (7) GASB, *Statement No.26, Financial Reporting for Postemployment Healthcare Plans Administered by Defined Contribution Plans*, Government Accounting Standards Board, 1994.
- (8) GASB, *Statement No.27, Accounting for Pensions by Statement and Local Government Employers*, Government Accounting Standards Board, 1994.
- (9) 拙稿「ペンション・ファンドのディスクロジヤー問題」『森山書店』第60巻9月号第3号 2001年9月、84–85ページ。
- (10) GASB, *Statement No.50, Pension Disclosures –an amendment of GASB Statements No.25 and 27*, Government Accounting Standards Board, 2007.
- (11) GASB, *Government Accounting Standards Series –Preliminary Views –Pension Accounting and Financial Reporting by Employers*, Government Accounting Standards Board, 2010.
- (12) Robert H. Attmore, "Why Reexamine Existing GASB Standards?" *Journal of Government Financial Management*, summer 2010. pp. 8–9.

(受理 平成23年1月7日)